



平成24年2月10日

各 位

会社名 S M C 株式会社
代表者名 取締役社長 丸山勝徳
(コード番号 6273 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 薄井郁二
管理本部長
電話番号 03-5207-8271(代)

「従業員持株会支援信託E S O P」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

従業員に対して当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することにより勤労意欲の向上を図るとともに、従業員持株会を通じた当社株式の購入・保有を奨励することにより株価への意識の向上と安定的な資産形成の促進を図ることを目的としております。

2. E S O P信託の概要

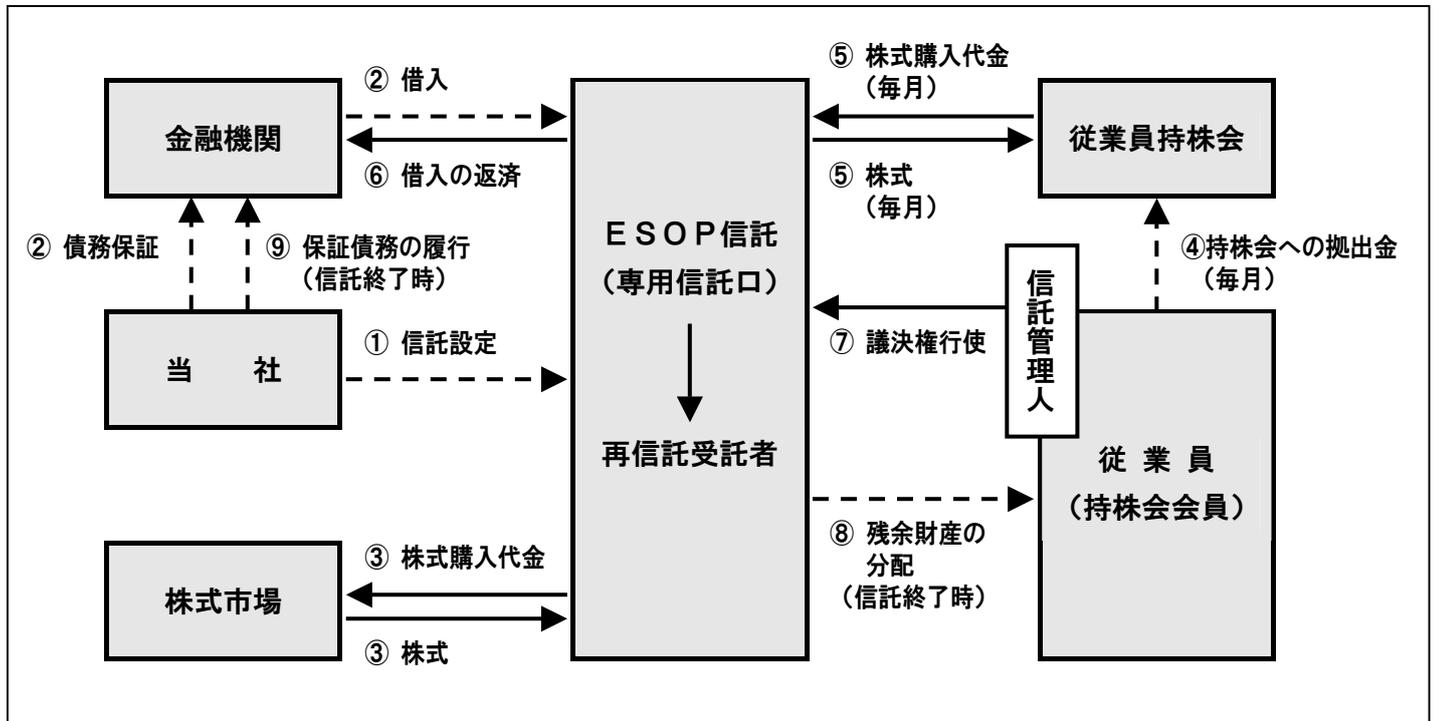
E S O P信託とは、米国で普及しているE S O P (Employee Stock Ownership Plan) を参考にわが国の法令に準拠するように設計したスキームであり、「SMC従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員に対して当社株式の株価上昇メリットを還元する福利厚生制度であります。

当社が当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を満たす者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得いたします。その後、当社持株会による株式取得に際して当該信託は当社株式を売却いたします。

信託の終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が金融機関に対して当該債務を弁済いたします。

なお、信託の設定時期、信託期間、取得する株式金額等の詳細につきましては、決定次第あらためてお知らせいたします。

3. ESOP信託の仕組み



制度開始時	① 当社は、従業員持株会支援用の信託口を設定します。
	② 専用信託口は金融機関から株式購入資金を借入れ、当社が当該借入につき債務保証します。
	③ 専用信託口は、借入金を原資として市場から当社株式を取得します。
運営時	④ 従業員は、毎月従業員持株会に拠出金を支払います。
	⑤ 従業員持株会は、一定期間にわたり専用信託口から毎月当社株式を購入します。
	⑥ 専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済します。
	⑦ 専用信託口の株式の議決権は、従業員の代表である信託管理人の指図に従って行使されます。
終了時	⑧ 株価上昇等により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒ 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産分配を行います。
	⑨ 株価下落等により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行します。

以 上